

第三部

第五回参議院地方行政委員会會議録第五号

(一一五)

昭和二十四年四月一日(金曜日)

委員の異動

三月三十一日(木曜日) 委員黒川武雄君辭任につき、その補欠として三木治郎君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前十時五十八分開會

○委員長(岡本愛祐君) これより委員會を開會いたします。本日地方財政法の一部を改正する法律案が本委員會に付議いたされました。つきましては急ぎますものでございますから、この委員會で緊急上程いたしますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。本村國務大臣は依然病氣でございまして、御欠席でございますから、政務次官から御説明を願います。

○政府委員(細末治君) 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。本法は地方財政法の規定により整備することを必要とされておりまする國費、地方費の負担区分に関する法令の規定を整備する期限を、本年六月三十日まで五ヶ月間延長しようとするものでございます。先に第二國會にお

きまして、御審議を願いました地方財政法は、いわゆる國費、地方費の負担の区分につきまして、原則的規定を設け、地方財政の安固を期したのであります。同法第十條によりますならば、國と地方公共團體とが相互に負担する経費について、その種目、算定基準及び國と地方公共團體とが負担すべき割合につきましては、法律又は政令でこれを規定すべきことを定めておるのであります。その規定の円滑な運営と法令の規定を整備するために、技術的に相当の時日を要することに鑑み、同法附則第三十七條において、從來現案に國と地方公共團體が相互にその経費を負担し合つて来たもので、負担割合その他が法律又は政令に規定されてないものにつきましては、暫定的に本年三月三十一日まで従来通りとし、同日までそれ〴〵關係法令を整備すべきこととされているのであります。政府は地方財政法の成立と同時に、鋭意これが義務を果すべく努力をいたして参つたものではあります。諸般の事情により、予算編成事務に、意外の日時を費やさざるを得るに至つたこと等の事情に鑑み、取敢ずその期限を本年六月三十日まで延期して、万遺憾なきを期することとした次第であります。何とぞその間の事情を御諒察の上、十分の審議を画され速かに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問お願いいたします。——ちよつとお尋ねいたしますが、この予算編成事務等に忙殺されて、まだ關係法令を整理するに至らなかつたというふうに承つたのであります。予算編成とこの關係法令の整備とが直接に關係があるのかないのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(荻田保君) これは國庫と地方との負担の割合でございます。國庫はどれだけの出すかということ、勿論この法律によつてもお決め願わなければなりません。が、それと同時に予算におきましても、その決定いたしました額は、予算に計上しなければならぬ。逆に申しますれば予算に書いてないことは法律で規定しても仕方がないというふうな關係で、國庫予算の關係と不可分の關係にございまして、國庫予算の方がまだ最終的決定に至つておりませんので、この法律を根本的に改正できないような次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 尙伺います。が、關係法令を整備されれば、法律で命令してあるんですから、当然政府の方もその負担割合を予算に組むと、こゝういふふうになるべきであります。予算の方が決つてから關係法令を整備するということは逆だろつと私は思います。關係法令をこの三月三十一日まで間に整備をして、そして従つて予算にも組んでおられるように、この地方財政法の現在の規定は命令されてあつたのである、今の御説明だと予算編成が決まらないから關係法令が決まらないというふうなのは逆じゃないかと、こゝういふふうに思ふのです。その点どうです。

○政府委員(荻田保君) 理論から申しますと、法律で書いてある通り、予算化すればよいのであります。が、法律の方が先行するのでございまして、併しその法律を作り出す場合には、その全体の財政計画を樹てまないと、予算で計上し得ないようなことを法律で規定しても、実行できないというふうな結果になつて來ますので、やはりこれはどちらが先と申しますれば、理論的には法律の方が先でございます。が、實際問題として、並行的に考へておりますので、遅れておりますやうな次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) そうしますと毎年關係法令が改正されるというやうな結果にはならないか、予算の編成は毎年行われるものであつて、そのときの財政上の都合、國家財政と地方財政との状況なんかによつて、予算の編成方針が年ごとに違つて來る傾向にあるのですが、そうするとそれと並行的に言いますと、その法令はその度に改正しなければならぬ。こゝういふことになつて今の御説明に承わられるのです。その点はどうですか。

○政府委員(荻田保君) その点は一度法律で決まりましたならば、特別の事情の変化がない限りは、今後の予算編成はそれに従つて実行するということになると思ひます。ただ一番初めに決めます場合には、將來の財政も見通して定めなければならぬので、國庫の予算の編成と並行するということになるのだと思つております。

○鈴木直人君 第十條の二項に経費のことが書いてあるのですが、この一から十四号まで、すべて法律又は法令で定めはつきり決つておつたのです。負担区分とか或いは算定基準というものは、はつきり法律で決つておつて、そうして政府が予算を組む場合に、その法律によつて決まらなければならぬ。さういふことはきつちつと決つておるといふやうなものはどういふものでございましょうか。例へば第一号の場合……

○政府委員(荻田保君) 一番顯著な例は事務教育に従事する職員に要する経費一、それから六号の災害應急事業、災害復旧事業及び災害救助事業、それから十四号の生活保護に要する経費、この三つの三号につきましては、比較的はつきりと現在でも決つておるわけでありまして、

○鈴木直人君 一、六号、十四号、これは十四号のごときははつきり地方財政法の中に決つていたと思ひます。が、現在編成されつゝある予算は、その法律によつて政府が當然予算を組まなければならぬことになつておるわけでありまして、そのときの財政状態の如何に拘わらず本年度の予算のごときは、その法律に基いて予算を組んでおられますか。どうか、その点をお伺ひしたいのです。

○政府委員(荻田保君) このうち一、六及び十四号の費用につきましては、こ

これは大体地方で支出する額は、このま
ま國が法定の負担額を出すということ
になつております。ただ六号の費用等
については國で負担の対象としたしま
する事業分は、やはり國の予算の方
で先に決める。従つて地方で例えば災
害復旧事業費を相当かけなければなら
ないということを実際上考えまして
も、國の予算の方に縛られて、それよ
り國庫負担金は支出されないというよ
うな結果になつております。

○鈴木直人君 第六号につきまして
は、國の負担すべきものと地方公共団
体の負担すべきもののパーセンテージ
が決つておつて、少くともそのパーセ
ンテージを直すということはないじや
ないかと思ふのですがその点はどうで
すか。

○政府委員(坂田保君) その國が負担
の対象として取上げます事業分地に
ついての負担割合というものは、これ
は法律の規定しております通り、例え
ば災害復旧事業につきましては、三分
の二というものはつきり出してあり
ます。この点については間違ひはない
のであります。が唯だれだけの事業分
量を、果してこれを今年取上げるかと
いうことにつきましては、結局國の方
の予算の方が先行するといふ結果にな
ります。従つて地方で國の國庫支出金
の交付を待ち切れなくて、先に仕事を
して行きますと、結局その事業分を
全体に対しては、法定の負担率の國庫
補助負担金が支出されないという結果
になります。

○鈴木直人君 第一号、第十四号、第
六号の点につきましては、私も了承し
てゐるわけなんです、それ以外のもの
について、予め算定基準とか、國と

地方公共団体とが負担する割合を、法
律又は政令で定めなければならぬとい
うことになつてゐるんですから、そ
れはつきりして置いて、そうしてそ
の法令で以て定めてあることを基準と
して予算を編成することが当然だと思
うのですけれども、先程岡本委員長の
質問と政府の御答弁とがそのときの予
算の状態で、この法律が変更され
るといふようなことはですね、この
法律の立法の趣旨と違つてゐるであ
りまして、この法律の立法の趣旨は、地方公
共団体の財政を確立させる目的の下
に、國はどれだけのものを負担し、地
方公共団体は何分の一を負担するとい
うことを法律で予めつきり決めて置
く必要がある。そうしてその法律に基
いて政府が予算を編成すべき義務があ
る……いゝゆる予算が法律を左右す
るのではなくて、法律が予算を編成す
ることによつてはじめて地方公共団体の
財政の確立ができるのであります。さ
う、その点をやはり強く実施する必要
があると思ふのでございまして、先程
の御説明によりまして、この立法の趣
旨と反するようには私は感ずるので
すが、この点については政務次官如何で
しょうか、これが非常に大切なことな
ります。

○政府委員(堀末治君) 只今の御意見
は私も誠に御尤もだと思ふのでありま
す。どうも今度のこの問題ばかりでな
く、配付税の問題などについても、ど
うも政府の都合で決めて行くというよ
うな傾向が非常にございまして、私
としてはその点については、あなた様
の御意見に同感であると同時に、今ま
で政府がそういう考え方をされて來て

る点については非常に遺憾に思つて
おります。従つて今後は成るべく今の
御意見のような趣旨で、一遍取決めた
ものは、動かさないというような確乎
としたいゝゆる取決めをして行かなけ
ればならないのじやないか、かように
考えております。ただ併し財政当局の
説明を聞いて見ますと、インフレなん
かによつて、非常に経済界が動いてお
り、殊に又、従つて財政の収入も見込
みの通りに行かないというやうなこ
ろから、或る程度は予算と並行して考
えさせて貰わなければならぬ、まあ
こういう説明をしてゐるんですが、こ
の説明にもやはり首肯せられること
もございまして、私はさういふよ
うな不安定の状況におきましては、或
る程度その考え方も容認して行かな
ければならないのじやなからうか、実
はかように思つております。いづれに
いたしましても今の御説は御尤もなの
でありますし、私もさうに考えま
すので、將來ともこの地方財政の方
の問題に対してはできるだけさういふ線
に副つて政府の方針も固く決めてやつ
て貰いたい、実はかように存じてお
るのであります。

○委員(岡本愛祐君) もう一点伺つ
て置きますが、この地方財政法の第三
十七條に言つておる「この法律施行後」
というものは、この地方財政法が施行後
「制定される法律又は政令をもつて別
段の定めをなすものを除く外」とありま
すが、今までの地方財政法が施行され
ましてから、このために制定された法
律又は政令がございまして、
○政府委員(坂田保君) 今憶えており
ますのは、厚生省関係で予防接種法と
いう法律がございまして、あれなどはこの

趣旨によつてはつきり書いてありま
す。
○委員(岡本愛祐君) 外にありませ
んか。
○政府委員(坂田保君) 性病予防
法……
○委員(岡本愛祐君) 外に御質疑は
ございせんか……別に御発言もな
いようでありますから、質疑は終了し
たものと認め、直ちに討論に入ります。
原案に對し御意見のある方は賛否を明
らかにして御発言を願ひます……御
発言はございせんか。御発言がなけ
れば討論は終結したものと認めまして
直ちに採決いたします。内閣提出の地
方財政法の一部を改正する法律案、こ
れは参議院が先議であります。これを
議題といたします。右原案通り可決す
ることに御賛成の方の御起立を願ひま
す。

〔総員起立〕
○委員(岡本愛祐君) 全会一致と認
めます。よつて本案は原案通り決定
いたしました。向本會議における委員
長の口頭報告の内容につきましては本院
規則第四十四條によりまして予め多数
意見者の承認を経なければならぬこと
になつておりますが、これは委員長にお
きまして本案の内容、委員会におけ
る質疑應答の要旨、討論の要旨及び表
決の結果を報告することに御承認願
ひことに御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(岡本愛祐君) 御異議ないと
認めます。向本會議規則第七十二條に
よつて委員長が議院に提出いたしま
す報告書に多数意見者の署名を附する
ことになつておりますから、本案を可
とする方は順次御署名をお願いいたし

たいと存じます。
多数意見者署名
林屋龜次郎 鈴木 順一
吉川末次郎 三木 治朗
鈴木 直人 深川榮左門
寺尾 豊
○委員(岡本愛祐君) 御署名漏れは
ありませんか……なしと認めます。
それでは本日はこれを以て散会いたし
ます。
午前十一時十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
鈴木 順一君
委員 三木 治郎君
寺尾 豊君
林屋龜次郎君
深川榮左門君
鈴木 直人君
政府委員
地方財政
政務次官 堀 末治君
總理廳事務官 坂田 保君
會事務局長

四月一日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、地方財政法の一部を改正する法
律案
地方財政法の一部を改正する法律
案
地方財政法の一部を改正する法
律案
地方財政法(昭和二十三年法律第百
九号)の一部を次のように改正する。

のについて、予め算定基準とか、國と

で政府がそういう考え方をして來てい

いう法律があります。あれなどはこの

ことになつておられますから、本案を可とする方は順次御署名をお願いいたし

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十七條中「三月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十四年四月二十二日印刷

昭和二十四年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局